

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針
（案）について

資料1 川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）の
概要

資料2 川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）

参考資料 パブリックコメント手続用資料

経済労働局

平成25年9月27日

川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）の概要

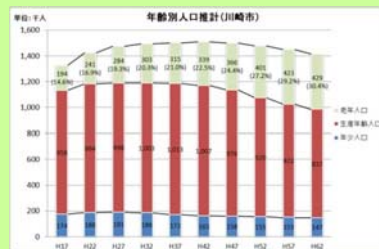
資料 1

●本市等の現状と課題

- ・わが国は世界に例を見ない速度での高齢化の進行により高齢化率が約24%となる超高齢社会



- ・本市においても高齢化率が確実に進展し、また人口増加率を大きく上回り障害者数が増加

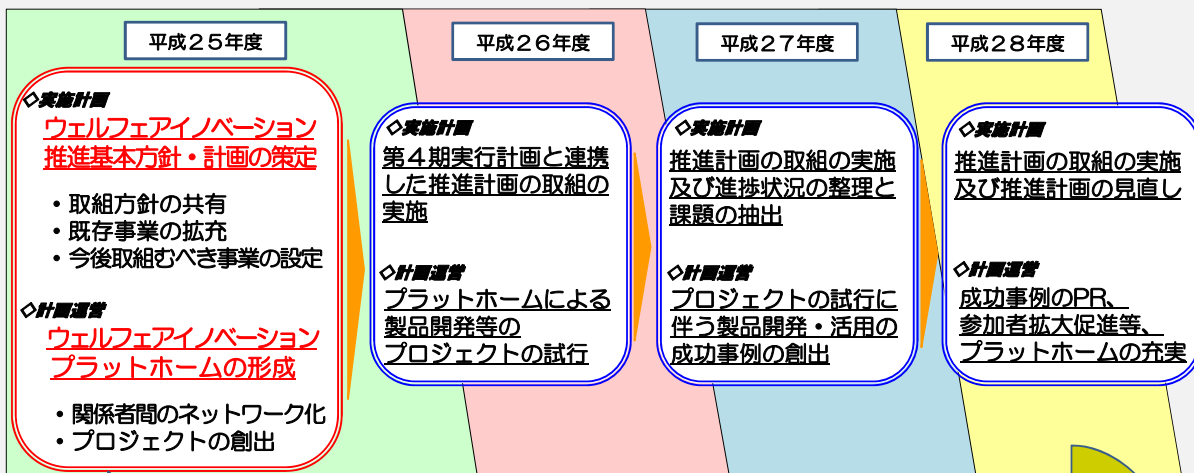


- ・市内の製造業者の割合が減少し、医療、福祉のサービス事業所の割合が増加



ウェルフェアイノベーションの推進

●課題解決のための今後の取組



○プラットフォームの活用や既存事業の拡充による新たな取組案

介護ロボット等、新たな福祉製品の創出

福祉産業の振興を行うセンター機能の構築

介護従事者の負担軽減に繋がる製品等の福祉施設での活用

KISの認証、補助金申請等、既存制度の活用

ICTを活用した新たなサービスの創出

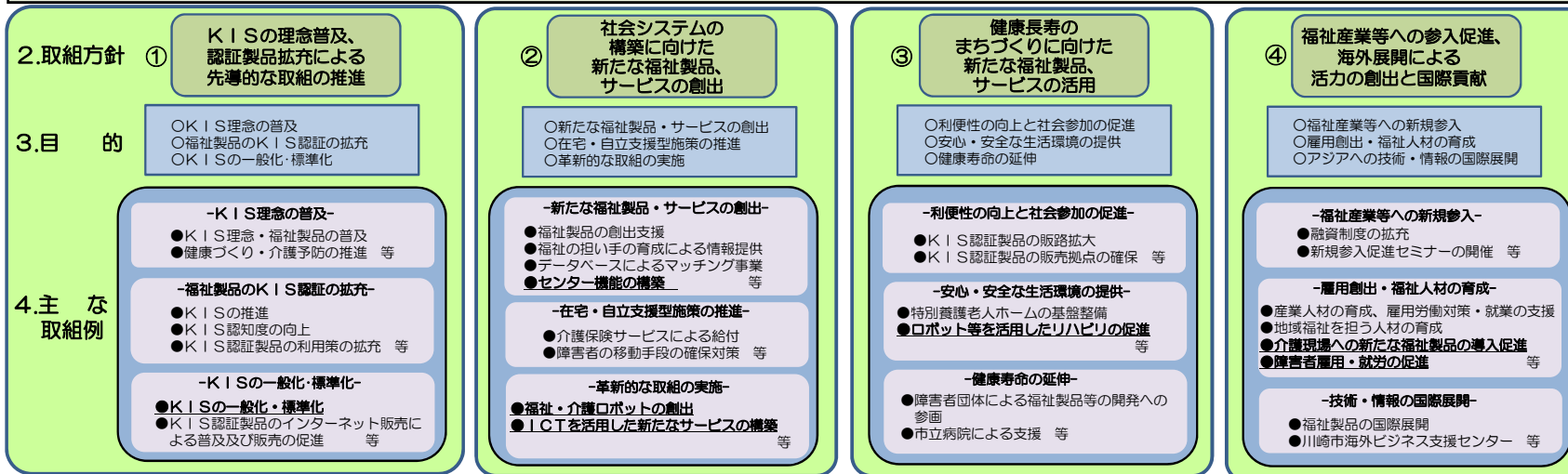
●既存事業の強化・拡充

- ・新たに創出される製品のKIS認証の拡大、全国への普及促進事業の拡充
- ・プラットフォームにより創出されたプロジェクトの開発促進のため、開発支援補助事業を拡充強化
- ・KIS認証製品や新たに創出した福祉製品の商業施設、商店街等への普及促進、販路拡大
- ・高齢者、障害者等施設や病院への導入による新たな福祉製品、サービスの活用促進
- ・新たな送迎サービスの創出等、高齢者、障害者の自立支援の強化
- ・KIS認証製品に熟知した福祉関連人材の育成や福祉、介護人材の雇用の強化
- ・高齢化が進む中国等アジア諸外国への市場展開と国際貢献の拡充

人格・尊厳を尊重した自立支援に基づき誰もがいきいきと暮らせる安心社会の実現

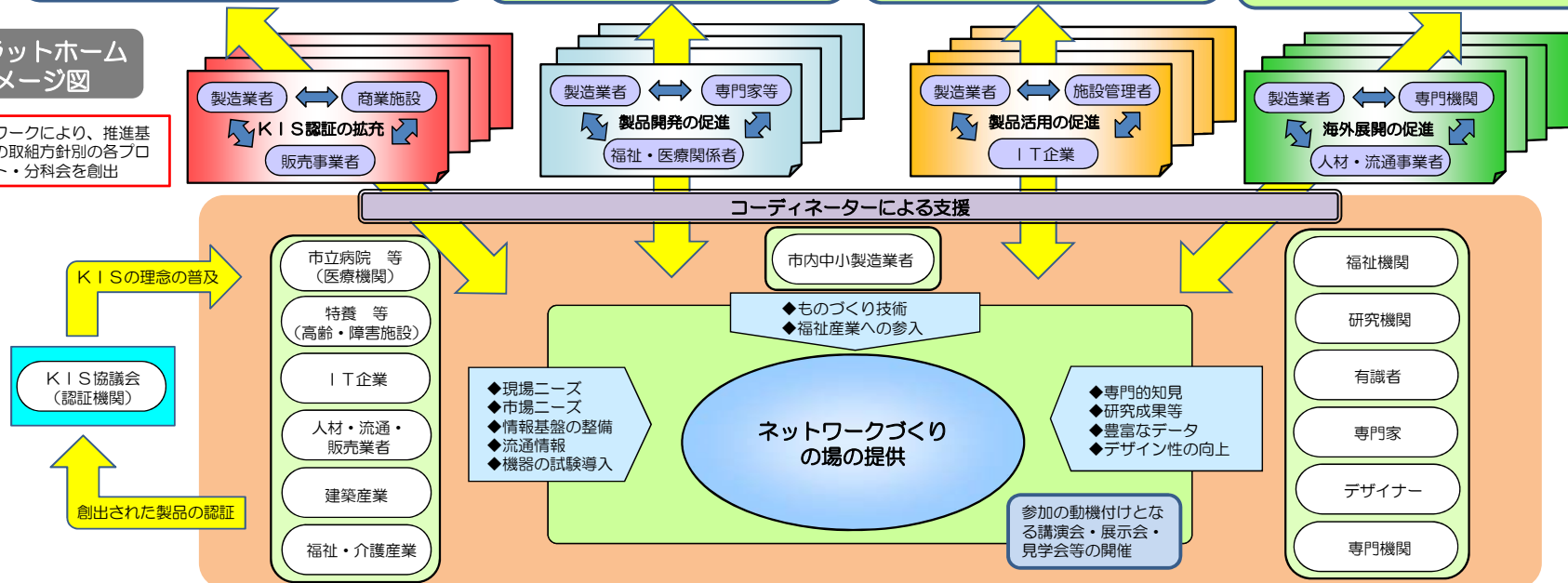
◆基本方針概要

1. 趣 旨 かわさき基準の理念に基づいた高齢者や障害者等への多様なサービス・製品を創出し、次世代の川崎の活力を生み出すとともに、社会システムを構築するウェルフェアイノベーションを推進
 ○社会の課題解決を先導する福祉・介護産業の振興・育成 ○福祉製品・サービスに関する情報共有、販路拡大等の活用促進
 ○サービス等を提供する現場と供給する企業や人材をはじめとした関係者間のネットワークの形成



◆プラットフォームイメージ図

ネットワークにより、推進基本方針の取組方針別の各プロジェクト・分科会を創出



人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心社会の実現

川崎市ウェルフェアイノベーション 推進基本方針（案）

平成25年9月
川崎市

目次

●はじめに	… 1
●ウェルフェアイノベーション推進基本方針	… 2
1 基本方針策定にあたっての考え方	… 2
2 施策イメージ	…10
3 取組方針Ⅰ	
「K I Sの理念普及、認証製品拡充による」先導的な取組の推進	…11
4 取組方針Ⅱ	
社会システムの構築に向けた「新たな福祉製品、サービスの創出」	…15
5 取組方針Ⅲ	
健康長寿のまちづくりに向けた「新たな福祉製品、サービスの活用」	…19
6 取組方針Ⅳ	
「福祉産業等への参入促進、海外展開による」活力の創出と国際貢献の推進	…24
●ウェルフェアイノベーションプラットフォーム	…28
7 プラットホームの概要	…28
8 プラットホームイメージ図	…30
●スケジュール	…31
9 概略スケジュール	…31
●おわりに	…32

●はじめに

わが国が超高齢社会を迎えるなか、すべての人々が安心して快適に暮らしていくため、高齢者や障害者等の自立を支援する多様な製品やサービスを創出することが求められていることから、本市では、平成19年度に「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定するとともに、独自の福祉製品のあり方を示した「かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard = K I S）」を定め、福祉・介護産業の振興及び育成に先導的に取り組んできたところである。

こうしたなか、現在わが国では、高齢化の急速な進行等に伴う課題解決のための持続可能な制度として創設された介護保険制度や、障害者総合支援法に基づく各種の仕組みが運用されているが、これらの社会保障制度においても、慢性的な財源不足が生じるとともに、施設やサービス、人材の不足が叫ばれている。

一方、こうした制度に基づく福祉や介護産業の需要の高まりを受けて、本市では相対的に製造業の割合が減少し、医療・福祉関連のサービス事業の割合が増加しているなど、本市をはじめ、わが国を取り巻く環境は急激に変化しており、こうした変化に対応した新たな取組を進める必要がある。

本市は、産業でわが国の発展を牽引してきた都市であり、わが国全体が抱える課題の解決に先導的に取り組む課題解決先進都市であることから、本市の有する技術力やノウハウを活用して、高齢化に伴う課題解決と人々の幸福を支える産業の発展に同時に取り組むことを目標として、次世代の川崎の活力を生み出すとともに、社会システムを構築するウェルフェアイノベーションを推進するため、本市におけるウェルフェアイノベーションの推進に向けた基本的な指針として、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針」を定めるものである。

●ウェルフェアイノベーション推進基本方針

1 基本方針策定にあたっての考え方

○ 基本方針策定の趣旨

わが国が世界の国々に先行して、超高齢社会を迎えることなどを背景に、国や各自治体では、高齢化の進展に応じた様々な制度の創設や独自の取組を展開してきた。

こうした取組の一環として、本市は、高齢者や障害者等の自立を支援する多様なサービスや製品を創出し、本市を取り巻く課題の解決に資するため、「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定するとともに、独自の福祉製品のあり方を示した「かわさき基準」を定め、福祉・介護産業の振興及び育成に先導的に取り組んできたところである。

こうしたなか、近年、社会保障制度の健全化をはじめ、施設やサービス、人材の不足が叫ばれるなど、社会課題の解決に向けた抜本的な対策が求められていることから、これまで本市が実施してきた取組を、より一層発展、拡大することで、次世代の川崎の活力を生み出すとともに、社会システムを構築する「ウェルフェアイノベーション」を推進するため、基本方針を策定するものである。

○ 取組の経緯

1. かわさき福祉産業振興ビジョンの策定

本市は、産業により日本経済の発展を牽引する都市として、高齢化の進展等に伴って需要の高まりが見込まれる「福祉産業」の振興により、社会課題の解決に貢献するため、いち早く福祉産業振興施策を展開してきた。

また、本市での福祉産業の振興としては、地域資源である優れた技術を有する製造業者の活用が必須であり、福祉製品の創出に着目した支援の充実が求められた

市内製造業者が競争力のある福祉製品を開発するためには、それまで実施してきた支援策を見直し、強化することが重要であるとの認識から、次の3つを重点課題として位置づけ、検討を進めた。

- ・福祉製品の理念と基準の検討、整理
- ・福祉製品市場の方向性（マーケティング）
- ・福祉産業振興策の見直し

この3つの課題等を検証した結果、誰もが福祉製品及びサービス等を享受することにより、住みなれた川崎で快適な生活を続けられることを目指すとともに、本市に蓄積された技術基盤とノウハウを活かした福祉産業の振興を図ることを目的に、これまでの福祉産業振興施策を総括し、新たな福祉産業振興指針として、平成20年3月に「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定した。

2. かわさき基準の策定

「かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard、以下、K I Sという。）」は、「かわさき福祉産業振興ビジョン」に掲げた目的を実現するため、利用者にとって最適な福祉製品のあり方を示した本市独自の基準であり、自立支援を中心概念としている。

なお、「K I Sの理念」は次の8つに分類される。

- (1) 人格、尊厳の尊重
- (2) 利用者の意見の反映
- (3) 自己決定
- (4) ニーズの総合的把握
- (5) 活動能力の活性化
- (6) 利用しやすさ
- (7) 安全、安心
- (8) ノーマライゼーション

また、「K I S」はこの「理念」と「製品開発ガイドライン」から構成され、相互に整合性を有している。

「製品開発ガイドライン」は、「ガイドライン本文」と「ガイドライン細則」から構成され、福祉製品のあり方を示したものであり、製品開発の具体的な基準として活用されるものである。

これら「理念」と「製品開発ガイドライン」の2つが、これまでの本市における福祉産業振興の取組の中心的な考え方を成している。

3. 福祉産業振興ビジョンに基づく取組の推進

「かわさき福祉産業振興ビジョン」において、福祉産業の振興施策の展開が検討され、次の6つの方向性が位置づけられた。

- (1) 「K I S」の運営組織の設置
- (2) 「K I S」の作成
- (3) 福祉製品開発モニターの設置
- (4) K I Sマークの設定
- (5) 市民への認知度の向上
- (6) 研究開発フィールド及びショールームの必要性

これらの方向性を踏まえ、次の事業を実施している。

・K I S認証事業

K I Sマークを設定し、市内外の福祉製品のK I S認証に取り組み、平成24年度までの5年間で福祉製品を84製品認証した。

・K I S普及、販路開拓事業

かわさき福祉開発支援センター（K-WIND）を開設し、認知度向上キャンペーン等を実施し、普及の促進、販路を開拓した。

・福祉製品創出支援事業

福祉製品開発を支援するための補助制度を創設、製品化等を支援し、4年間で20件の開発支援と、8件の展示会出展支援を実施した。

また、福祉施設等から現場ニーズに基づいた福祉製品のアイデアを募集するコンテストを実施し、4年間で735点の応募があり、そのうちの優れたアイデアを市内企業へ提供し、4年間で14件の試作品開発を実施した。

・K I Sモデルエリア事業

K I S普及のため、各区にモデルエリアを設定し、4年間で30回、延べ1,331名が参加するセミナー等を実施した。

・販路拡大モデル事業

K I Sの普及、販路拡大を図るため、川崎区にあるさいか屋において、K I S認証製品の販売を実施した。

・アジアへの事業展開

販路拡大、国際展開を図るため、上海モデル事業によるK I S認証製品を中国企業へ紹介した。なお、訪中した企業は3社であり、中国企業とのマッチングを4回実施した。

また、訪中した市内企業1社と中国企業による覚書を締結した。

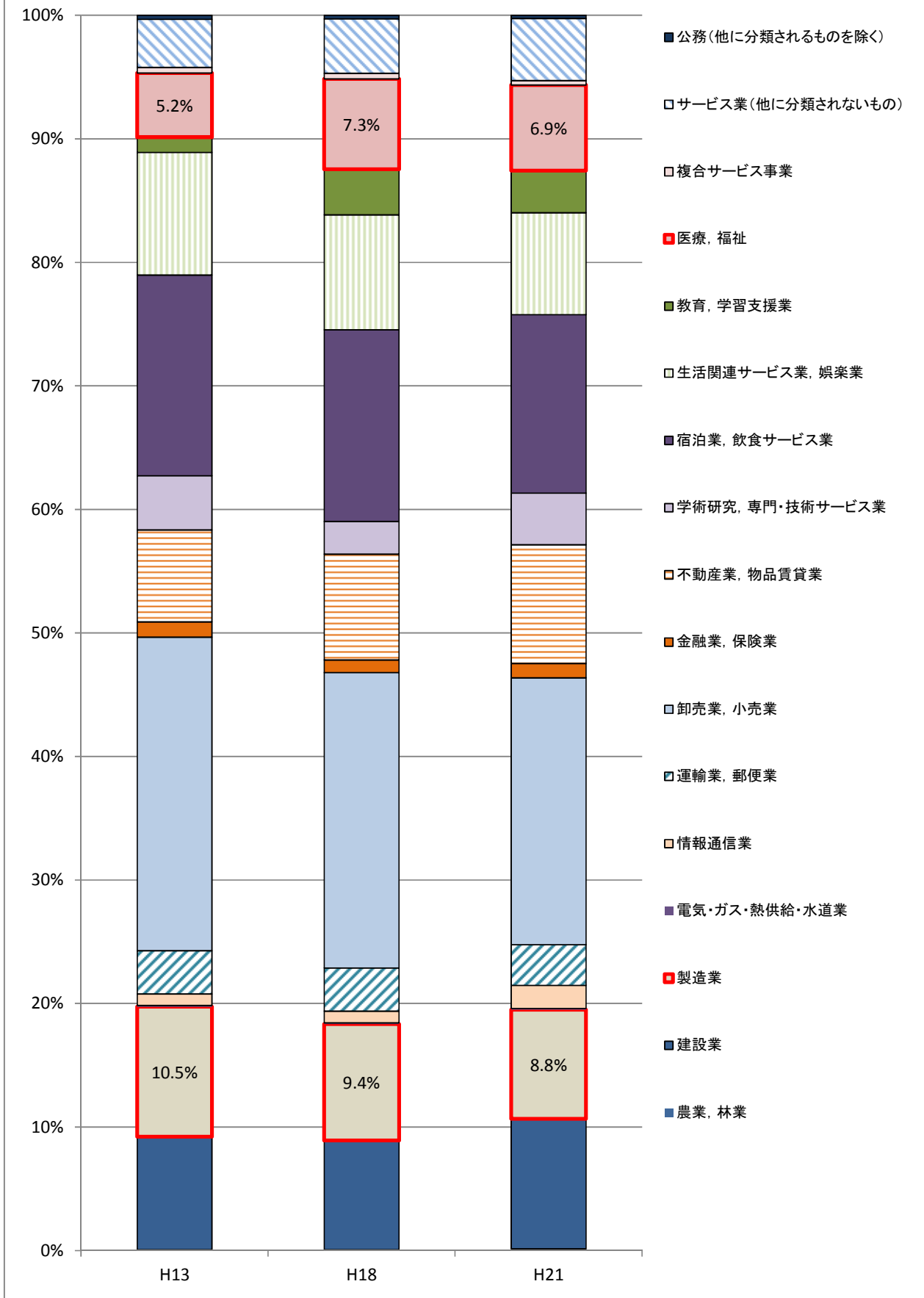
○ 基本方針策定に当たっての現状

「かわさき福祉産業振興ビジョン」や「かわさき基準（K I S）」の策定のほか、ビジョン等に基づく取組を推進するなかで、本市の取組に関する新たな課題が発生するとともに、本市では相対的に製造業の割合が減少し、医療・福祉関連のサービス事業の割合が増加しているなど、本市を取り巻く環境は刻一刻と変化しており、こうした課題や変化に対応した新たな取組を進める必要がある。

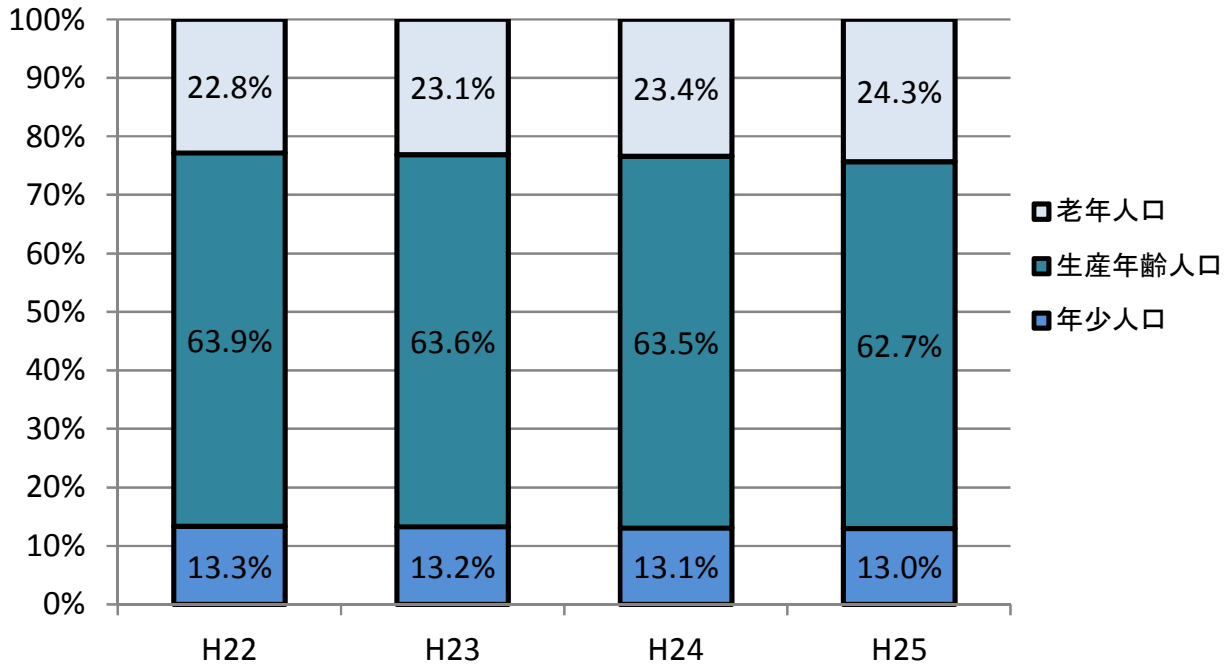
特に、アジア諸国・世界に先行し、わが国全体が世界に例を見ない速度で高齢化が進行するなか、本市は、人口増加率が全国の政令指定都市の中で最高の水準を維持し、他の自治体と比較して現在は高齢化率が低いものの、今後の急速な高齢化が想定され、障害者数についても、人口増加率を大きく上回って増加することが想定される。

また、高齢者及び障害者の増加に起因し、国の高齢者及び障害者に関する施策が施設への入居や直接的な給付を行う事業から、在宅による介護サービスや自立支援を促す事業への転換が図られており、今後こうした動きは加速すると予想される。

産業別事業所数構成比(川崎市)

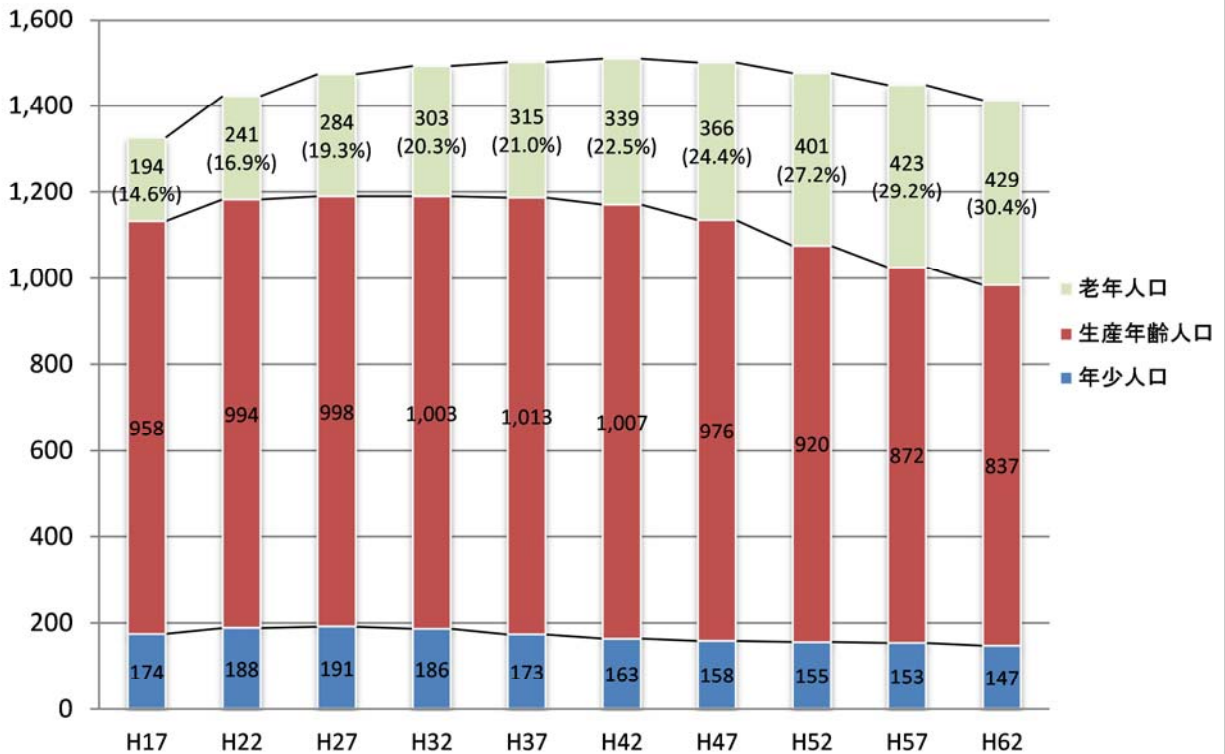


年齢別人口割合(全国)

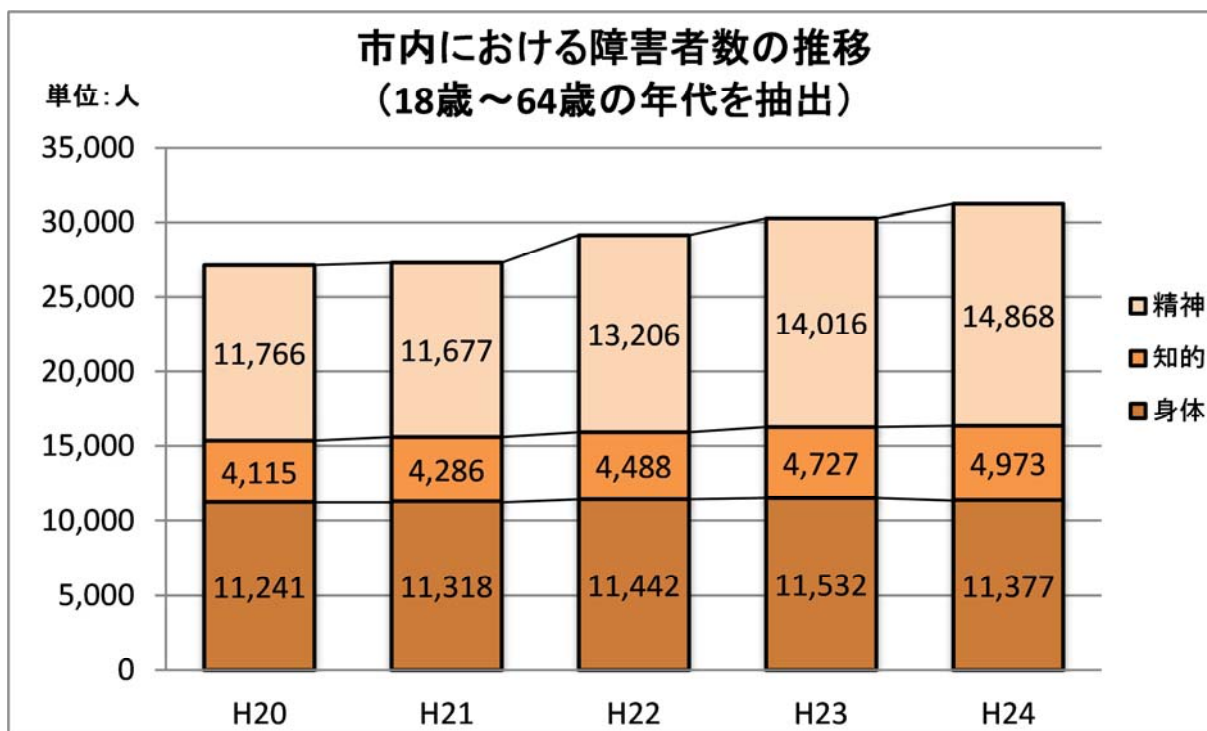


単位:千人

年齢別人口推計(川崎市)



※年少人口 : 0歳～14歳の人口
 生産年齢人口 : 15歳～64歳の人口
 老年人口 : 65歳以上の人口



○ 現状を踏まえた課題

「基本方針策定に当たっての現状」を踏まえ、本市の「ウェルフェアイノベーション」の取組を計画的に推進していくためには、次の課題解決への取組が重要である。

- ・ 社会保障制度の健全化
- ・ 急激な高齢化等による人材や施設等の不足への対応
- ・ 介護サービス利用等の増加に対応する財源の確保
- ・ 利用者ニーズの多様化への対応
- ・ 企業の技術と利用者ニーズとのマッチング
- ・ 平均寿命の延びに対応した健康寿命の延伸
- ・ 安全、安心を感じられる生活環境の提供
- ・ 課題解決先進都市としての技術や情報の国際展開

○ 取組方針等

「基本方針策定に当たっての現状」及び「現状を踏まえた課題」への対応として、次世代の川崎の活力を生み出すとともに社会システムを構築する「ウェルフェアイノベーション」を推進し、人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心社会を実現するため、次の4つの取組方針を設定し、取組方針に基づく主な取組例を整理して基本方針に位置づけ、計画的に取組を推進する。

新たな活力と社会的な仕組みを創出する
ウェルフェアイノベーションの推進

I

「K I Sの理念普及、認証製品拡充による」
先導的な取組の推進

II

社会システムの構築に向けた
「新たな福祉製品、サービスの創出」

III

健康長寿のまちづくりに向けた
「新たな福祉製品、サービスの活用」

IV

「福祉産業等への参入促進、海外展開による」
活力の創出と国際貢献の推進

人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく
誰もがいきいきと暮らせる安心社会の実現

2 施策イメージ

新たな活力と社会的な仕組みを創出する「ウェルフェアイノベーションの推進」

【取組方針】

I

「K I Sの理念普及、
認証製品拡充による」
先導的な取組の推進

II

社会システムの
構築に向けた
「新たな福祉製品、
サービスの創出」

III

健康長寿の
まちづくりに向けた
「新たな福祉製品、
サービスの活用」

IV

「福祉産業等への参入
促進、海外展開による」
活力の創出と
国際貢献の推進

●主な取組例

-1.K I S理念の普及-

- (1) K I S理念・福祉製品の普及
- (2) 老人クラブの育成及び啓発
- (3) 高齢者施設での介護予防及び情報提供
- (4) 高齢者住宅の対策
- (5) 地域精神保健福祉対策の推進
- (6) 健康づくり・介護予防の推進
- (7) 認知症高齢者の対策

-2.福祉製品の K I S認証の拡充-

- (1) K I Sの推進
- (2) K I S認知度の向上
- (3) K I S認証製品の
利用策の拡充

-3.K I Sの一般化・ 標準化-

- (1) K I S認証製品のインターネット販売による普及及び販売の促進
- (2) K I Sの一般化・標準化

●主な取組例

-1.新たな福祉製品・ サービスの創出-

- (1) 福祉製品の創出支援
- (2) 間接融資による支援
- (3) 産学連携による
コーディネーター支援
- (4) 福祉の担い手の育成による
情報提供
- (5) データベースによる
マッチング事業
- (6) コーディネーターの
活用促進
- (7) 医療・福祉産業
セミナーの開催
- (8) センター機能の構築

-2.在宅・自立支援型 施策の推進-

- (1) 介護保険サービスによる
給付
- (2) 日常生活用具の給付
- (3) 障害者福祉用具等の
支給・貸与
- (4) 障害者の移動手段の
確保対策

-3.革新的な取組の実施-

- (1) 福祉・介護ロボットの
創出
- (2) ICTを活用した
新たなサービスの構築

●主な取組例

-1.利便性の向上と 社会参加の促進-

- (1) 福祉製品の活用支援
- (2) K I S認証製品の販路拡大
- (3) ユニバーサルデザイン
タクシーの導入の推進
- (4) 高齢者の外出支援
- (5) K I S認証製品の販売拠点
の確保

-2.安心・安全な 生活環境の提供-

- (1) 障害児施設での製品の活用
- (2) 福祉のまちづくりの普及
- (3) バリアフリー計画の推進
- (4) 市営住宅等ストック総合
活用計画の推進
- (5) 特別養護老人ホーム等の
基盤整備
- (6) 障害者の短期入所支援
- (7) 障害者の日中活動の場の
基盤整備
- (8) 在宅障害者への介護支援
- (9) 重度障害者への在宅生活の
支援
- (10) 障害者の相談支援
- (11) 施設再編整備時のK I S
認証製品の活用
- (12) 福祉施設へのロボットの
導入
- (13) ロボット等を活用した
リハビリの促進

-3.健康寿命の延伸-

- (1) 地域包括支援センターに
よる支援
- (2) 敬老祝でのK I S認証製品
の活用
- (3) 障害者団体による福祉製品
等の開発への参画
- (4) 障害者支援施設による支援
- (5) 市立病院による支援

●主な取組例

-1.福祉産業等への 新規参入-

- (1) 融資制度の拡充
- (2) 介護保険適用、障害者
福祉用具等支給・貸与
適用への情報発信
- (3) 新規参入促進セミナー
の開催

-2.雇用創出・ 福祉人材育成-

- (1) 産業人材の育成、雇用
労働対策・就業の
支援
- (2) 高齢者の就労支援
- (3) 地域福祉を担う人材の
育成
- (4) 障害者施設専門職員の
確保対策
- (5) 障害者の就労支援
- (6) 障害者雇用・就労の
促進
- (7) キャリアカウンセリングを通じた適切な
職業紹介
- (8) 介護現場への新たな
福祉製品の導入促進

-3.技術・情報の 国際展開-

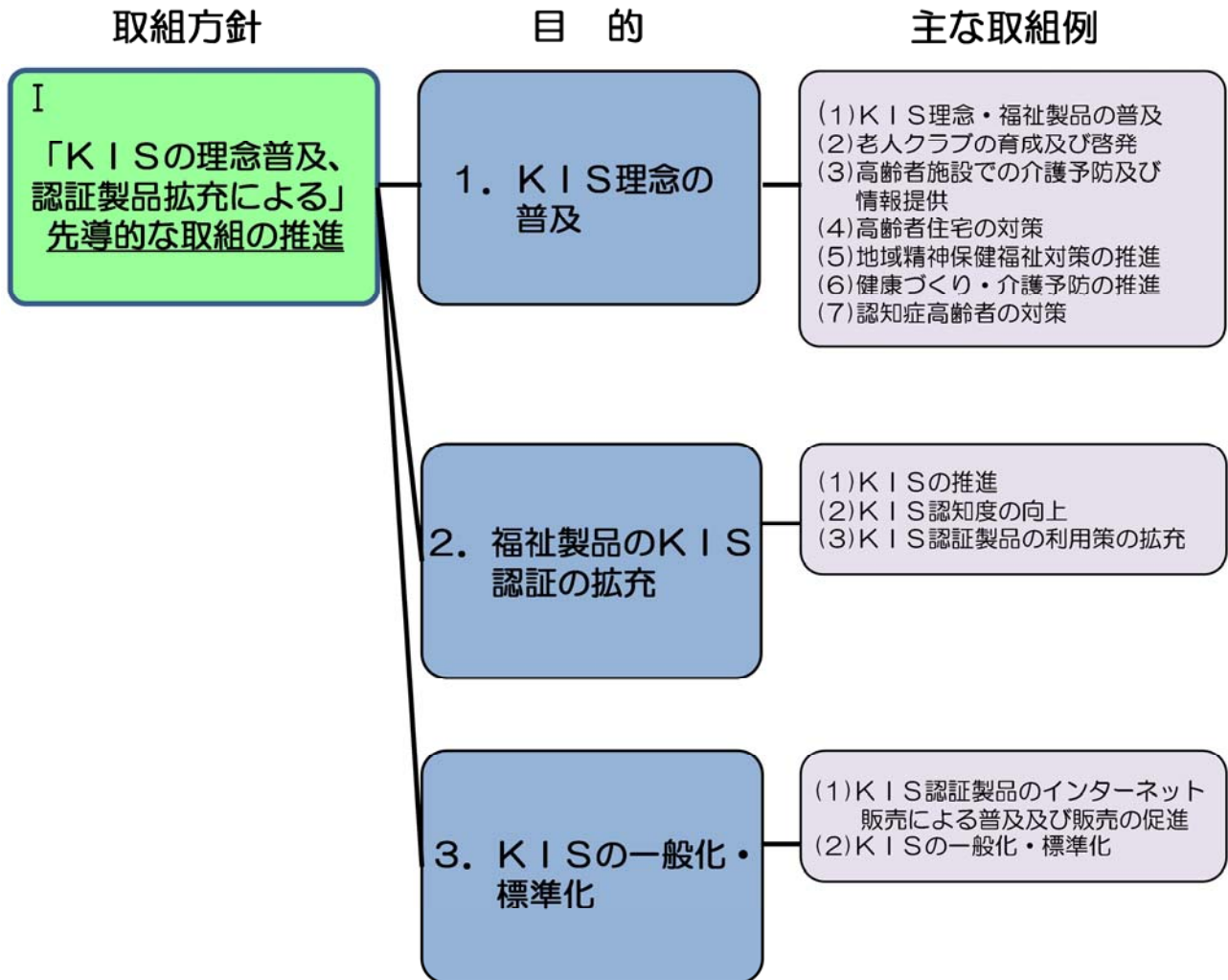
- (1) 福祉製品の国際展開
- (2) 川崎市海外ビジネス
支援センターの活用

人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく
誰もがいきいきと暮らせる安心社会の実現

3 取組方針 I

「K I Sの理念普及、認証製品拡充による」先導的な取組の推進

K I S理念の普及、K I S製品の認証拡充、K I Sの一般化・標準化を通じた利用者の利便性の向上や自立支援の促進を図り、人格・尊厳を尊重した住みなれたまちにおける快適な暮らしを実現する。



1. K I S理念の普及

K I S理念の普及により、住みなれたまちにおける快適な暮らしを実現する。

●主な取組例

(1) K I S理念・福祉製品の普及

市内各区の福祉に関連するNPO法人等の事業者や、施設運営者と連携したK I S認証製品の展示等の実施やセミナー、認知症学習会等の開催により、福祉製品の利用者を始め、広く一般に向けたK I S理念の普及に取り組む。

(2) 老人クラブの育成及び啓発

高齢者のコミュニティの形成を支援している老人クラブの参加者に対し、K I S理念や福祉製品の情報の提供に取り組む。

(3) 高齢者施設での介護予防及び情報提供

高齢者施設等において、各区役所と連携したりハビリ教室などを実施、また、各施設へK I S認証製品の情報を提供することにより、相談内容の充実を図るとともに、施設利用者へのK I S理念の普及に取り組む。

(4) 高齢者住宅の対策

K I S認証製品の特性を把握した生活援助員や生活相談員を育成し、シルバーハウジング等の住宅の入居者に対する相談内容等の充実に取り組む。

(5) 地域精神保健福祉対策の推進

K I S認証製品の特性を把握した相談員を育成し、地域活動支援センター等へ相談に訪れる障害者家族に対する相談内容や支援の充実に取り組む。

(6) 健康づくり・介護予防の推進

高齢者向けの講演会等を通じ、K I S理念や認証製品の情報を広く提供することにより、高齢者のいきがいや健康づくり、介護予防に取り組む。

また、ミニ講座の開催や運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の通所型介

護等のプログラムの実施、保健師などの訪問相談により、更なる介護予防に取り組む。

(7) 認知症高齢者の対策

認知症コールセンターを始めとする関係機関や家族会等で、K I S理念や認証製品の情報を提供する研修等を実施することにより、研修参加者へのK I S理念の普及・啓発に取り組む。

2. 福祉製品のK I S認証の拡充

福祉製品のK I S認証の拡充を図り、製品利用者の利便性の向上及び自立支援を促進する。

●主な取組例

(1) K I Sの推進

かわさき基準推進協議会の認証事業において、市内外の企業等に、K I S理念や認証事業を普及・発信するとともに、製品PRに繋がる付加価値の向上を図ることにより、企業の持つ福祉製品のK I S認証の拡充に取り組む。

(2) K I S認知度の向上

公共施設や公共交通機関にK I S認証製品を設置し、利用を促進することにより、訪問者や利用者等、広く一般にK I S認証製品の認知度の向上に取り組む。

(3) K I S認証製品の利用策の拡充

商業振興施策との連携により、商業施設等でのK I S認証製品の取扱を拡充し、また、住宅展示場等へ認証製品の導入を促進することにより、K I S認証における付加価値の向上に取り組む。

3. K I Sの一般化・標準化

K I Sの一般化・標準化を通じ、利用者の利便性の向上と人格・尊厳の尊重を追求する。

●主な取組例

(1) K I S認証製品のインターネット販売による普及及び販売の促進

かわさき基準推進協議会の実施する普及活動において、K I S認証製品のインターネット販売を実施し、利用者へのK I S認証製品の普及及び販売の促進に取り組む。

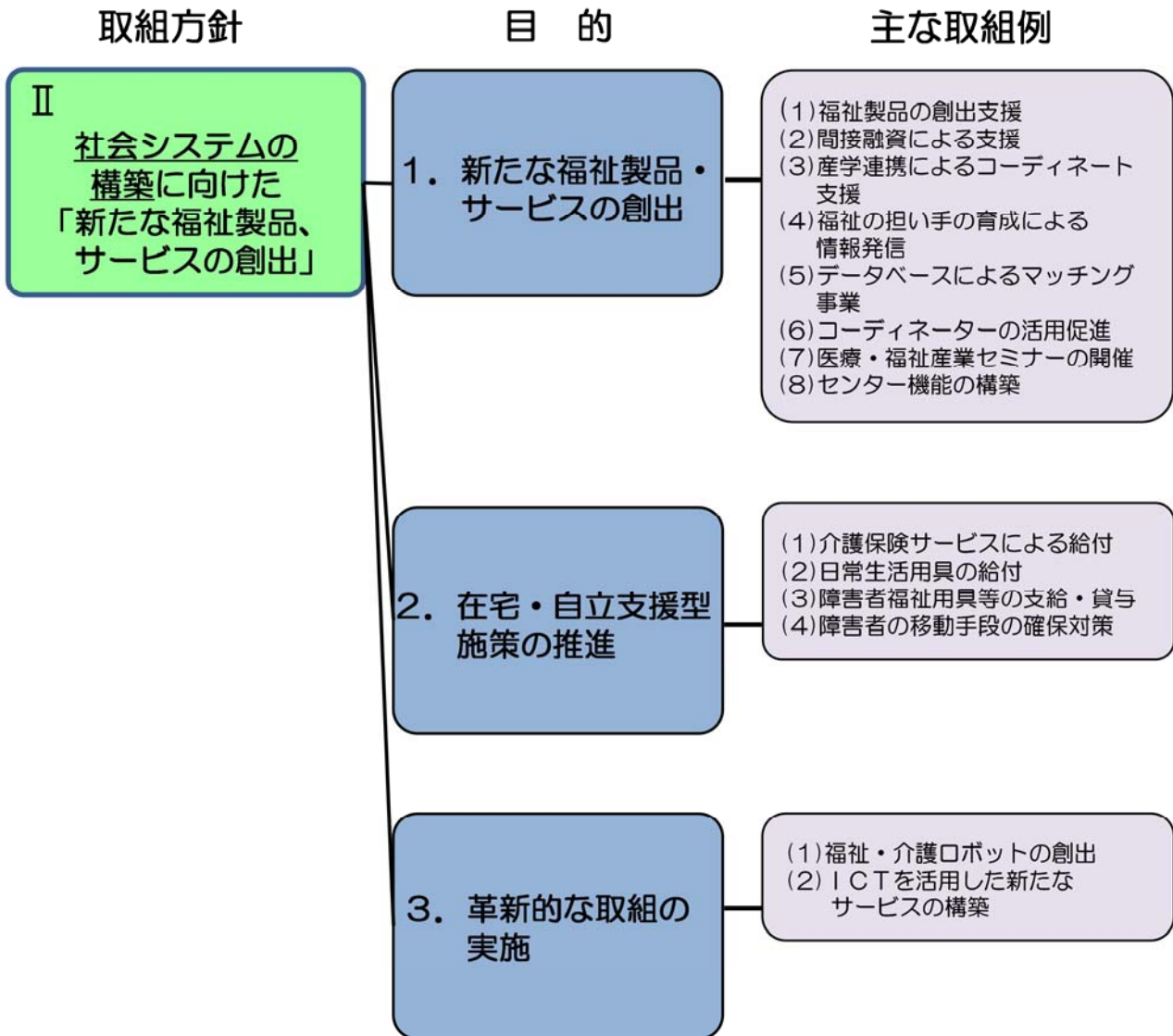
(2) K I Sの一般化・標準化

有力福祉製品をK I S認証製品とし、福祉業界や利用者、企業間での「K I S」の存在感を拡充させることで、K I S認証製品の価値を向上し、福祉製品市場での一般化・標準化に取り組む。

4 取組方針Ⅱ

社会システムの構築に向けた「新たな福祉製品、サービスの創出」

高齢者や障害者等の在宅・自立支援型施策等の推進を図るため、多様化する利用者ニーズと企業技術のマッチングを通じた新たな製品・サービスの創出や最先端技術等の活用による革新的な福祉製品等の創出を図る。



1. 新たな福祉製品・サービスの創出

多様化する利用者のニーズと企業技術をマッチングさせることで新たな福祉製品やサービスを創出する。

●主な取組例

(1) 福祉製品の創出支援

中小企業等の福祉製品の研究開発や展示会への出展に関する支援制度を充実し、企業に対する資金面の支援を拡大することにより、新たな福祉製品開発の促進に取り組む。

(2) 間接融資による支援

金融機関と連携し、福祉製品の開発等を行う市内中小企業に対し、円滑に運営・整備資金の供給を実施することにより、新たな福祉製品開発の促進に取り組む。

(3) 産学連携によるコーディネート支援

異分野や他分野の企業を連携・融合させる、かわさき医工連携研究会を実施することにより、企業の医工連携における取組を啓発・推進し、新分野への誘導や、新製品開発の促進に取り組む。

(4) 福祉の担い手の育成による情報発信

K I S理念を理解する地域福祉の担い手を育成することで、高齢者等へ自立支援に基づいたサービスの提供を図るとともに、福祉施設等の利用者や福祉現場からの製品化に適切なニーズを抽出し、企業等への情報提供に取り組む。

(5) データベースによるマッチング事業

福祉関連施設等から提供されたニーズと市内中小企業等の技術シーズをデータベース化し、インターネット上でのニーズ・シーズの検索やメール配信等によるマッチングに取り組む。

(6) コーディネーターの活用促進

専門機関等の人材・情報資源を活用し、「医療・福祉用語と工学用語の通訳」、「二
ーズの技術への変換」、「技術を持つ事業者の発掘」、「企業間連携の構築」等のコー
ディネート機能による的確なマッチングに取り組む。

(7) 医療・福祉産業セミナーの開催

独特の制度や流通構造を持つ医療・福祉に関する産業や機器市場について、企業
等に対する情報提供や理解を促すためのセミナー等の実施に取り組む。

(8) センター機能の構築

公共施設の再編整備時に、「福祉産業の振興を行うセンター機能」を設置し、福祉
製品の展示等によるPRやセミナーの開催等、ビジネスに繋がる事業展開に取り組
む。

2. 在宅・自立支援型施策の推進

新たな福祉製品やサービスの創出により、高齢者や障害者等の在宅及び自立支援
型施策の推進を図る。

●主な取組例

(1) 介護保険サービスによる給付

介護保険法の給付対象者に対し、新たな福祉製品や介護サービスを創出すること
により、選択可能な製品やサービスの幅の拡大に取り組む。

(2) 日常生活用具の給付

紙おむつ等、日常生活用具の給付事業の対象となる新たな福祉製品の創出に取り
組む。

(3) 障害者福祉用具等の支給・貸与

補装具及び日常生活用具の給付の対象となる新たな福祉製品の創出に取り組む。

(4) 障害者の移動手段の確保対策

ユニバーサルデザインタクシーの普及やICT等を活用した通所、通学及び通院の送迎サービス等を含む、障害者向けの新たなサービスの実施により、障害者等の移動の円滑化に取り組む。

3. 革新的な取組の実施

最先端技術や情報システムの活用による革新的な福祉製品やサービスを創出する取組を推進する。

●主な取組例

(1) 福祉・介護ロボットの創出

製造業者等と施設運営者間のマッチングにより、施設の実情に合った福祉・介護に対応したロボット製品等を創出することで、高齢者や障害者等のための福祉や介護の充実に取り組む。

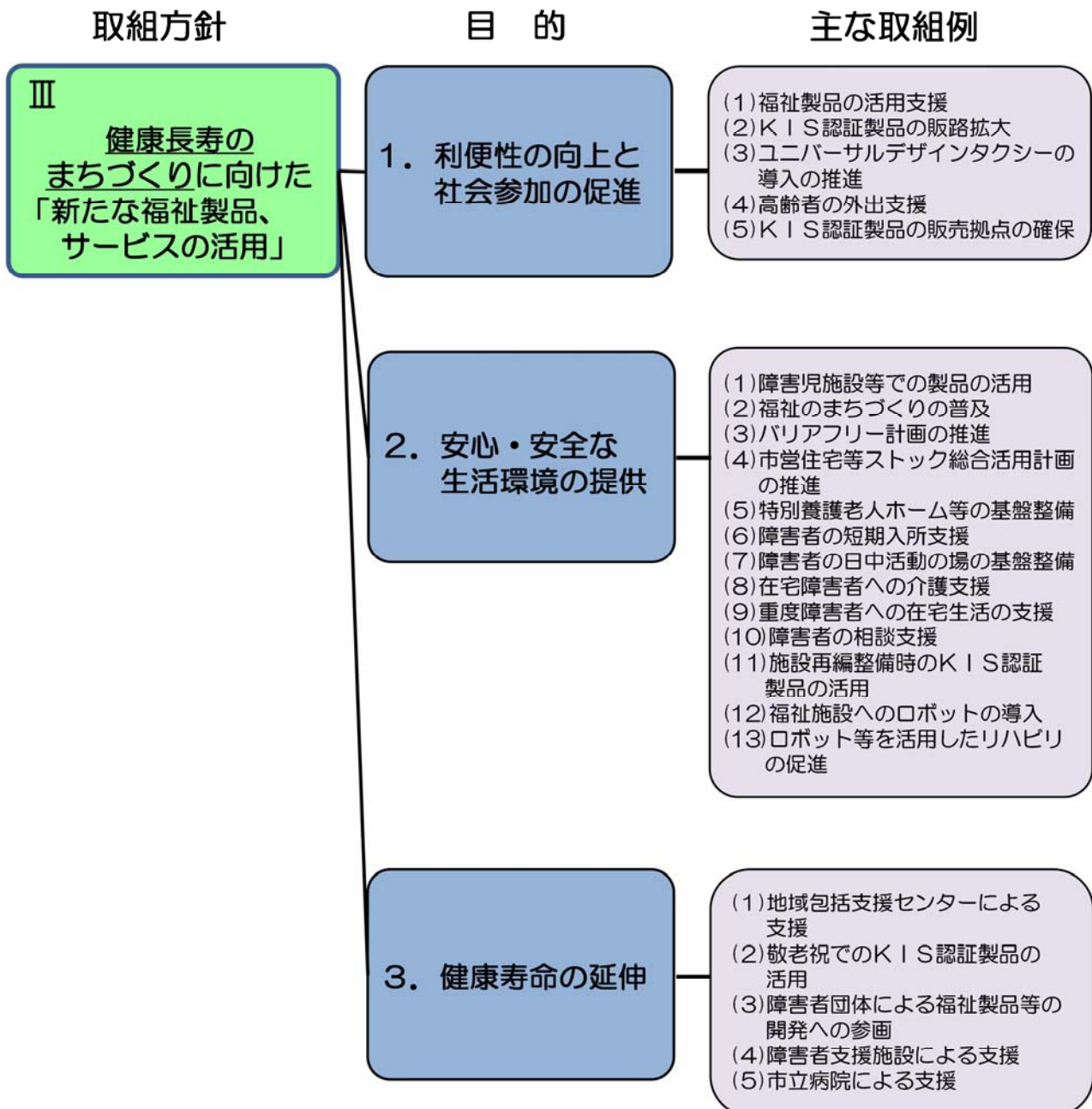
(2) ICTを活用した新たなサービスの構築

在宅療養におけるICTを活用した新たなサービスの創出に向けた検討に取り組む。

5 取組方針Ⅲ

健康長寿のまちづくりに向けた「新たな福祉製品、サービスの活用」

新たな福祉製品・サービスの商業施設や福祉施設等への導入、福祉・医療等の各施策での展開を通じた製品等の利用の促進により、高齢者・障害者等の社会参加の促進、安心・安全な生活環境の提供及び健康寿命の延伸を図る。



1. 利便性の向上と社会参加の促進

住宅及び商業施設等へ福祉製品やサービスを導入し、製品等の利用を促進することにより、高齢者・障害者の社会参加の促進を図る。

●主な取組例

(1) 福祉製品の活用支援

商業施設やスポーツ施設等に対し、福祉製品の導入促進補助制度の周知を拡大し、資金面の支援を行うことにより、各施設での利用者の利便性の向上に取り組む。

(2) K I S 認証製品の販路拡大

市内の商店街や商業施設等に K I S 認証製品を取り扱ってもらうなどの販路拡大を通じて、利用者の利便性の向上に取り組む。

(3) ユニバーサルデザインタクシーの導入の推進

ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進することにより、高齢者や障害者等の移動の利便性の向上に取り組む。

(4) 高齢者の外出支援

70歳以上の市内の高齢者を対象とした市内路線バスの特別乗車証の交付やノンステップバスの普及促進等により、高齢者の外出支援に取り組む。

(5) K I S 認証製品の販売拠点の確保

市内商業施設や商店街等に K I S 認証製品の製品やサービスを提供する場を設けることにより、利用者に対し、K I S 認証製品の普及・啓発を図り、利用者の利用促進に取り組む。

2. 安心・安全な生活環境の提供

公共施設や高齢者・障害者の施設へ福祉製品やサービスを導入し、製品等の利用を促進することにより、安心・安全な生活環境を提供する。

●主な取組例

(1) 障害児施設等での製品の活用

障害児の施設等において、K I S 認証製品や新たな福祉製品の導入・活用の促進に取り組む。

(2) 福祉のまちづくりの普及

福祉のまちづくり条例に基づく、バリアフリーに関する情報発信によるユニバーサルデザインの推進、工務店等へ的高齢者・障害者向けの住宅改修やK I S 認証製品の情報提供等に取り組む。

(3) バリアフリー計画の推進

バリアフリー基本構想及び推進構想に基づいた駅周辺地区でのバリアフリー化を推進するなかで、K I S 認証製品を活用した整備の促進に取り組む。

(4) 市営住宅等ストック総合活用計画の推進

ユニバーサルデザインの概念に基づいた仕様による市営住宅の計画的な建替えや居住者へのK I S 認証製品の情報提供等に取り組む。

(5) 特別養護老人ホーム等の基盤整備

特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の施設整備時において、K I S 認証製品や新たな福祉製品の導入の推進に取り組む。

(6) 障害者の短期入所支援

在宅障害者の施設等において、K I S 認証製品や新たな福祉製品の導入・活用の促進に取り組む。

(7) 障害者の日中活動の場の基盤整備

障害者通所事業所の施設整備時における、K I S 認証製品や新たな福祉製品の導入・活用の促進に取り組む。

(8) 在宅障害者への介護支援

K I S 理念や認証製品の特性を把握する介護の従事者を養成し、その従事者が居宅介護や訪問介護等を実施する際のK I S 認証製品の活用や情報提供に取り組む。

(9) 重度障害者への在宅生活の支援

緊急通報装置の設置や住宅改修を実施する建築業者に対し、K I S 理念や認証製品の情報を提供し、適切な製品選択の促進に取り組む。

(10) 障害者の相談支援

K I S 認証製品の特性を把握した専門員を育成し、障害者からの相談内容に応じて、適切な製品情報等を提供することにより、相談者の製品利用の促進に取り組む。

(11) 施設再編整備時のK I S 認証製品の活用

総合リハビリテーションセンターや福祉センター等の再編整備に際し、施設へのK I S 認証製品の導入や利用の促進に取り組む。

(12) 福祉施設へのロボットの導入

介護従事者の負担軽減に繋がる介護製品やロボット等を福祉施設へ導入し、施設利用者によるモニタリングの実施等に取り組む。

(13) ロボット等を活用したリハビリの促進

福祉施設等において、介護ロボットをリハビリ事業に活用するなど、新たなリハビリ手法の試行に取り組む。

3. 健康寿命の延伸

保健・医療・福祉・介護等の各施策の展開や施設へのK I S認証製品の導入・活用の促進により、健康寿命の延伸に向けた取組を推進する。

●主な取組例

(1) 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センター等にK I S認証製品等の情報提供をすることで、高齢者やその家族に対し、保健・医療・福祉・介護等の包括的な相談業務を実施する際に、必要に応じた製品の情報提供や施設利用者等への製品の利用促進に取り組む。

(2) 敬老祝でのK I S認証製品の活用

長寿の方への敬老のお祝品の対象となるK I S認証製品を拡充し、高齢者に対するK I S認証製品の利用の促進に取り組む。

(3) 障害者団体による福祉製品等の開発への参画

障害者団体の福祉製品・サービスの開発やモニタリング等への参画を促進することにより、利用者のニーズに即した福祉製品やサービスを創出するとともに、その活用の促進に取り組む。

(4) 障害者支援施設による支援

日中活動センター・障害者グループホーム・百合丘障害者センター等の障害者支援施設において、K I S認証製品や新たな福祉製品を活用したサービスの提供に取り組む。

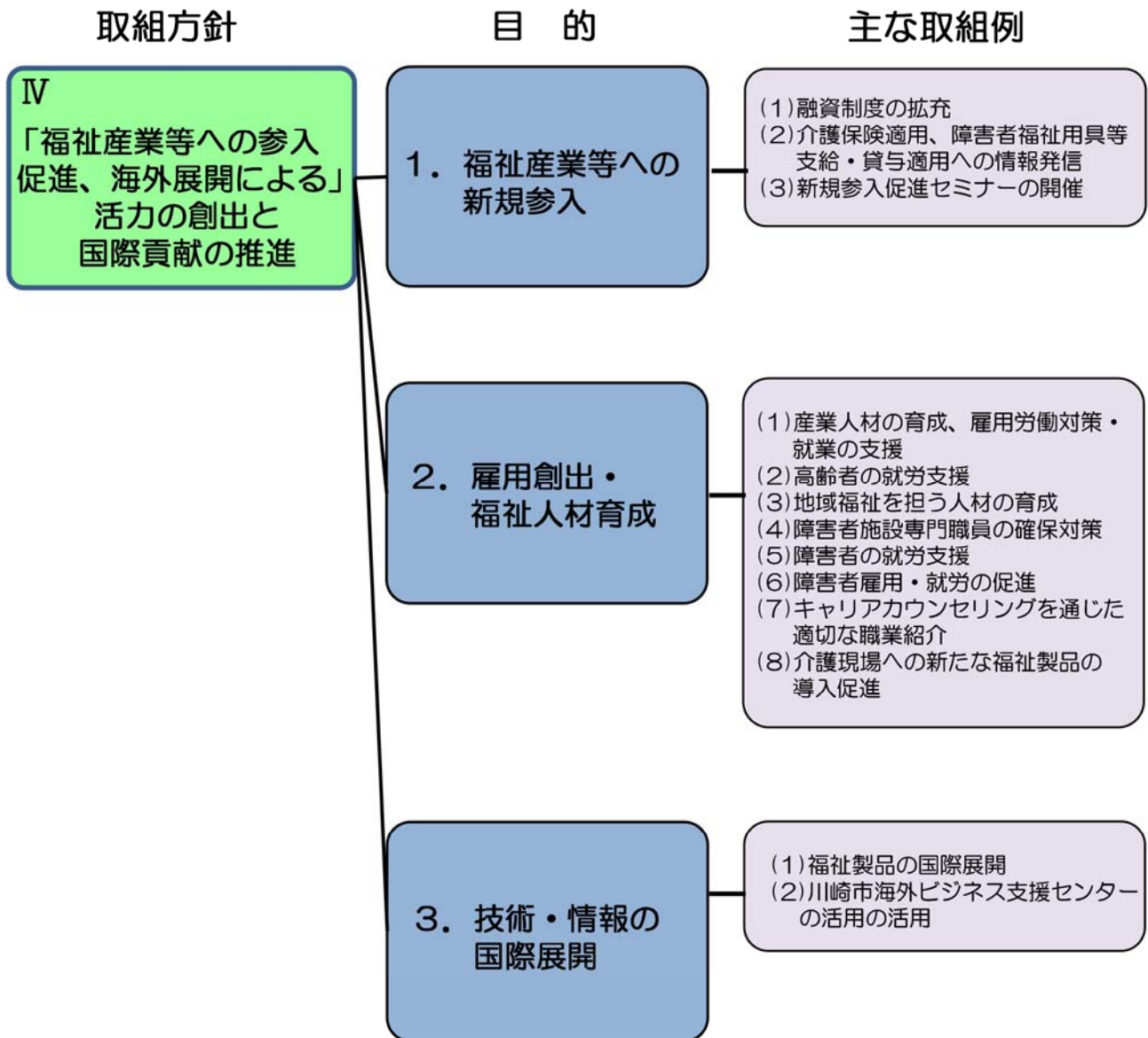
(5) 市立病院による支援

市立病院において、K I S認証製品や新たな福祉製品を活用したサービスの提供に取り組む。

6 取組方針Ⅳ

「福祉産業等への参入促進、海外展開による」活力の創出と国際貢献の推進

福祉・介護産業の振興による事業者の新規参入や新たな雇用の創出、人材の育成を行い、更なる産業振興に発展するグッドサイクルを形成するとともに、高齢化を迎える中国等アジアへの技術・情報の国際展開を推進する。



1. 福祉産業等への新規参入

福祉・介護産業の振興によって事業者の新規参入が増加し、それにより更なる産業振興に発展するグッドサイクルの形成を図る。

●主な取組例

(1) 融資制度の拡充

福祉・介護産業への進出を検討している企業等に対して、円滑な運営・整備資金の供給を実施するため、融資制度の拡充に取り組む。

(2) 介護保険適用、障害者福祉用具等支給・貸与適用への情報発信

介護保険法への適用や障害者福祉用具等支給・貸与の用具に適用されるための要件について、その情報を発信することにより、企業等の福祉・介護産業への参入障壁の低減に取り組む。

(3) 新規参入促進セミナーの開催

福祉・介護産業への進出を検討している企業等に対して、新たな市場性のある医療・福祉産業について、業界の特性や動向などの理解を促進するためのセミナー等の開催の充実に取り組む。

2. 雇用創出・福祉人材育成

福祉・介護産業の振興によって新たな雇用の創出を図るとともに、K I S理念に基づくサービスを提供する福祉・介護人材の育成を図る。

●主な取組例

(1) 産業人材の育成、雇用労働対策・就業の支援

福祉・介護関連の人材を育成するため、就職希望者に対し、能力開発・合同研修・就職情報の提供等による、研修受講生への就職支援に取り組む。

(2) 高齢者の就労支援

シルバー人材センターにおいて、働く意欲のある高齢者に対して、福祉・介護の援助サービス等、軽易で短期的な作業等の提供に取り組む。

(3) 地域福祉を担う人材の育成

福祉施設等の利用者へK I S理念や認証製品等の適切な情報提供を行うため、K I S理念を理解する地域福祉の担い手の育成に取り組む。

(4) 障害者施設専門職員の確保対策

施設利用者に対して、K I S理念や認証製品等の適切な情報提供を行うことができるよう、理学療法士や作業療法士等の専門職員を対象にK I S理念や認証製品についての研修の実施に取り組む。

(5) 障害者の就労支援

学識経験者や公募市民、各機関の代表者で構成する障害者の就労支援策を推進する会議で検討された施策等の実施や、福祉関係者に向けた障害者雇用のシンポジウム・セミナー等の開催により、市内企業等における障害者の雇用創出に取り組む。

(6) 障害者雇用・就労の促進

障害者雇用の促進に向けたプラットフォームづくりや障害者が雇用先で働きやすくなる製品の開発等により、市内企業等での障害者雇用の創出及び拡大に取り組む。

(7) キャリアカウンセリングを通じた適切な職業紹介

福祉・介護関連への求職者の意向や就労適性を尊重した職業紹介により、雇用のミスマッチの解消に取り組む。

(8) 介護現場への新たな福祉製品の導入促進

介護従事者の負担軽減を促す福祉製品を導入することにより、求職者の福祉・介護関連職への応募に対する心理的なハードルの低減に取り組む。

3. 技術・情報の国際展開

高齢化を迎える中国等アジアを新たな市場と捉え、福祉・介護産業の技術や情報の国際展開を推進するとともに、課題先進都市としての国際貢献を行う。

●主な取組例

(1) 福祉製品の国際展開

中国等、今後急速な高齢化を迎えるアジア諸外国において、福祉・介護産業の市場を開拓し、K I S 認証製品の国際展開に取り組む。

(2) 川崎市海外ビジネス支援センターの活用

川崎市海外ビジネス支援センター（K O B S ・コブス）の海外支援コーディネーターによる、市内中小企業の状況に応じた海外展開への戦略的な支援に取り組む。

●ウェルフェアイノベーションプラットフォーム

7 プラットホームの概要

1. プラットホーム構築の趣旨

「ウェルフェアイノベーション推進基本方針」では、人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心社会を実現するため、4つの取組方針と取組方針に基づく取組例を整理して基本方針に位置つけたところである。

本基本方針の推進に当たっては、かわさき基準（K I S）の理念に基づき、高齢者や障害者等の自立を支援する多様なサービスや製品を創出し、社会の課題解決を先導する福祉・介護産業の振興及び育成を図ることに力点を置いている。

福祉・介護産業の振興及び育成に際しては、サービス等を提供する現場と供給する企業や人材をはじめとした関係者間のネットワークの形成が重要であることから、そのための基盤として、プラットフォームを構築する。

2. 構成

プラットフォームは、その構築の趣旨に鑑み、主に次に掲げる関係者で構成する。

- ・高齢者、障害者等、現場のニーズを把握する関係者
- ・製造業者等、新たな製品及びサービスを創出する関係者
- ・コーディネーター等、ニーズとシーズをつなぐ関係者
- ・技術アドバイザー等及び製品化における技術支援を行う関係者
- ・介護・医療施設等、新たな製品・サービスの試験導入や活用を行う関係者
- ・流通業者等、流通・販路を形成する関係者

3. 機能

プラットフォームを構築することにより、次の機能の創出を図る。

- ・利用者と製造者間のネットワークの形成
- ・中小企業と大手企業間のネットワークの形成
- ・製造者と販売事業者間のネットワーク形成
- ・その他、産官学、企業間のネットワークの形成
- ・福祉製品等の販売事業者等の取扱拡充

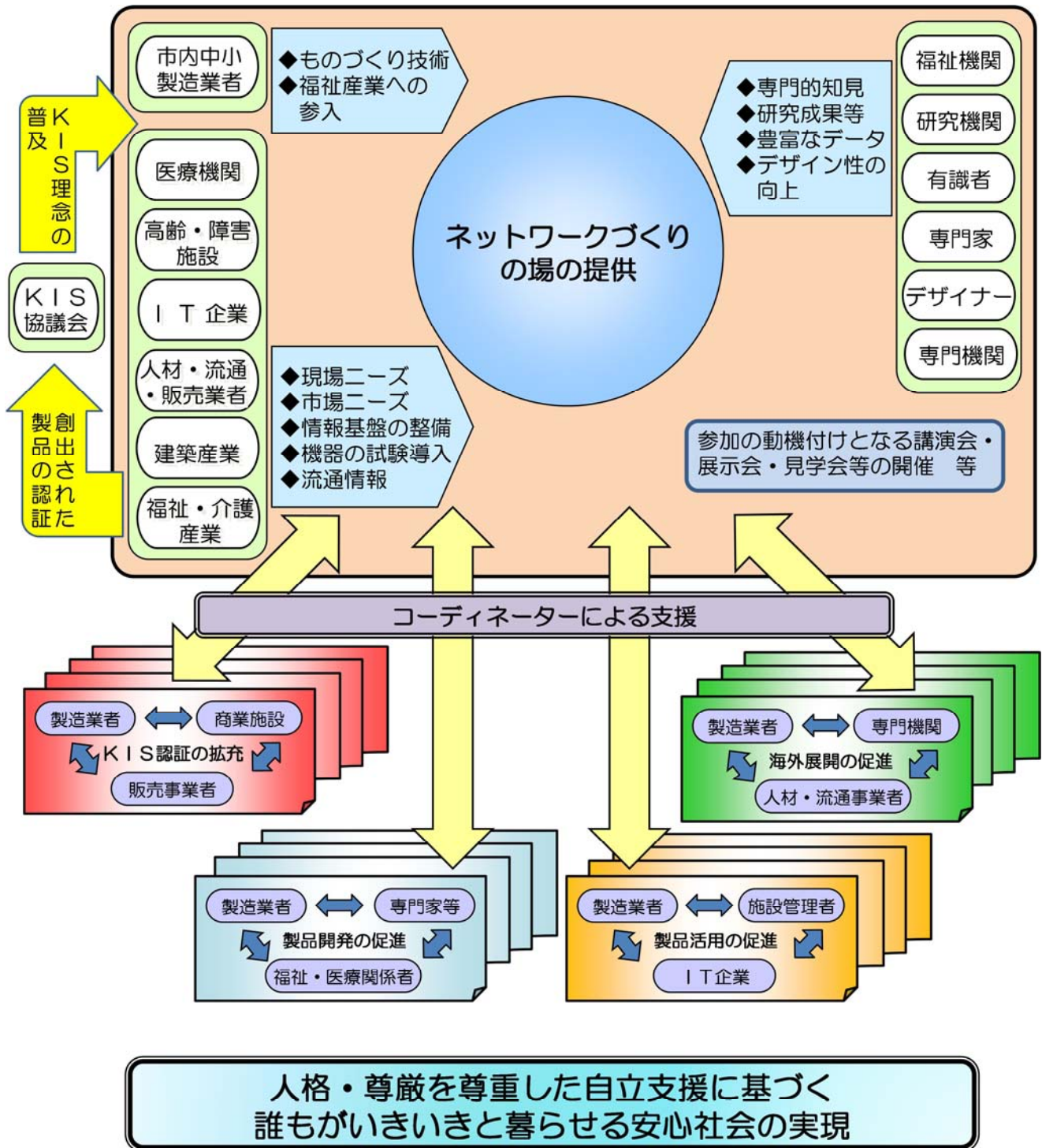
- 福祉製品等の施設運営者等の活用促進
- コーディネーターによる現場ニーズと企業シーズのマッチングの強化、企業間及び産官学連携の促進
- 福祉や介護産業に関する情報共有の促進

4. 効果

プラットフォームを構築し、それを活用した機能の創出を図ることで、次の効果の獲得を促進する。


- ニーズを適切に捉えた製品及びサービスの開発
- 企業間連携による部材供給形態での福祉産業参入の促進
- 販路を見据えた製品及びサービスの開発
- 施設等の利用者の利便性の向上
- 新たな事業者の新規参入や事業拡大
- 新規参入や事業拡大による雇用拡充
- アジア諸国をはじめとした販路拡大及び国際展開

8 プラットホームイメージ図



●スケジュール

9 概略スケジュール

項目	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度 以降
	実施内容			
ウェルフェア イノベーション 推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ●推進計画の策定 ●取組方針の共有 ●既存事業の拡充及び今後取組むべき事業の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期実行計画と連携した推進計画の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●推進計画の取組の実施及び進捗状況の整理と課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ●推進計画の取組の実施及び推進計画の見直し
ウェルフェア イノベーション プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームの構築 ●関係者間のネットワークの形成 ●プロジェクトの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームによる製品開発等のプロジェクトの試行 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクトの試行に伴う製品開発・活用の成功事例の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●成功事例のPR, 参加者拡大促進等、プラットフォームの充実
庁内調整等	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェルフェアイノベーション推進会議の開催 ●推進計画及びプラットフォームの内容検討・協議調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●推進計画に基づいた事業の進捗管理 ●プラットフォームの運営支援 		

●おわりに

この基本方針では、人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心社会を実現するための4つの取組方針を設定し、体系的に取組例を整理した。

また、基本方針に基づく取組の推進に当たっては、高齢者や障害者等の自立を支援する多様なサービスや製品を次々と生み出し、その積極的かつ円滑な活用を図ることが重要であることから、基本方針の策定とあわせ関係者間のネットワークの形成を進めているところである。

今後は、この関係者間のネットワークにより、基本方針に掲げた取組例に基づく様々なプロジェクトを立ち上げ、サービスや製品の開発及び活用を促進し、成功事例の創出と、その発信に取り組むものである。

なお、この基本方針で例示した取組例に基づく具体的な取組を定めた推進計画については、市民や議会の皆様からの意見や要望を踏まえ、また、関係者の方々との協議を重ね、平成25年度中に策定する予定である。

川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）

平成25年9月

川崎市

（お問い合わせ先）

川崎市経済労働局次世代産業推進室

電 話：044-200-2513

FAX：044-200-3920

E-M a i l：28ziseda@city.kawasaki.jp

パブリックコメント手続用資料

川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）の策定について
～市民の皆様への御意見を募集します～

川崎市では、本市の有する技術力やノウハウを活用して、高齢化に伴う課題解決と人々の幸福を支える福祉・介護産業の発展に同時に取り組むことを目標として、次世代の活力を生み出すとともに社会システムを構築するウェルフェアイノベーションを推進するため、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）」を取りまとめました。

つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 川崎市ウェルフェアイノベーション推進基本方針（案）について

本市では、高齢者や障害者等の自立を支援する多様なサービスや製品を創出し、本市を取り巻く課題の解決に資するため、平成19年度に「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定するとともに、独自の福祉製品のあり方を示した「かわさき基準」を定め、福祉・介護産業の振興及び育成に取り組んでまいりました。

こうしたなか、近年、社会保障制度の健全化をはじめ、福祉施設や福祉サービス、介護人材の不足が叫ばれるなど、社会課題の解決に向けた抜本的な対策が求められていることから、これまで本市が実施してきた福祉・介護産業の取組を、より一層発展、拡大することで、次世代の川崎の活力を生み出すとともに、社会システムを構築する「ウェルフェアイノベーション」を推進するため基本方針（案）として取りまとめました。

2 意見の募集

（1）募集期間

平成25年10月8日（火）から11月6日（水）まで

（2）閲覧場所

ホームページ、情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各区役所・支所・出張所、市民館、図書館

(3) 提出方法

電子メール（川崎市Webフォームメール）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

御意見には必ず「題名」「氏名（法人又は団体の場合は名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

(4) 提出先及び意見募集等に関する問合せ先

川崎市経済労働局次世代産業推進室

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2513

F A X：044-200-3920

電子メール：川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

※持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から12時まで、13時から17時15分までの時間帯で川崎市役所本庁舎4階・経済労働局次世代産業推進室までお持ちください。

(5) 結果の公表

お寄せいただいた御意見については、その概要や御意見に対する市の考え方を取りまとめ、12月中旬にホームページ等による公表を予定しています。

(6) 注意事項

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理されます。
- ・御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- ・電話又は口頭での御意見の提出は御遠慮願います。